

## 「休業要請等に対応する仙台白百合女子大学給付金」募集要項

### 1 対 象

2020年度新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく緊急事態措置により、都道府県から休業要請等を受けた事業主又は休業要請等を受けた事業体に勤務する者を主たる生計維持者とする本学の学生のうち、休業要請等に起因し家計状況が急変した者。

### 2 要 件

本学の教育方針を理解し、勉学意欲旺盛でかつ品行に優れた者。

※ 事業者が公的な休業要請等に応じて、「感染症拡大防止協力金」の支給対象となる必要があります。

### 3 給付金額

学生1人あたり10万円

※ 給付は在学中1回限りとする。

### 4 提出期限

2020年9月16日（水）17:15

### 5 給付日

2020年10月中旬

### 6 提出書類

- (1) 仙台白百合女子大学給付金申請書
- (2) 公的な休業要請等に応じて「感染症拡大防止協力金」の支給対象となる事業者であることを証明する通知書類等の写し
- (3) 主たる生計維持者が上記の事業者本人又はその従業員であることを証明する書類（「社員証の写し」や「在職証明書」など）
- (4) 生計維持者の令和2年度（不可の場合は令和元年度）課税証明書  
※父と母の双方（一人親の場合は父または母のみ）
- (5) 仙台白百合女子大学給付金振込口座届

#### [注意事項]

- ◇ (1) 及び (5) の記入は黒のボールペンを用い、訂正が必要な場合は二重線を引いた後に申請者情報で使用した印鑑を押印し、近くに正しい内容を記入してください。
- ◇ 郵送いただいた書類に不備がある場合、(1) に記入の携帯電話番号に連絡します。確実に連絡の取れる番号を記入してください。大学からの連絡に応答がなく募集期間内に不備が解消しない場合は、申請不受理とみなします。
- ◇ (2) について、事業所が「雇用調整助成金」や「持続化給付金」など他の制度により支給を受けたことを証明する通知書類は対象外です。
- ◇ 本奨学金は、他の奨学金との併用を認めます。  
但し、文部科学省の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』とは併用できません。

7 選考方法  
書類選考

8 選考結果  
2020年10月1日以降に、給付決定者に書面にて通知します。

9 書類提出先・問い合わせ先

◇〒981-3107 仙台市泉区本田町6番1号

仙台白百合女子大学 学生課

TEL. 022-374-5029 [問い合わせ時間：平日 8:30～17:15]